

令和 8 年度
事後審査型制限付一般競争入札における
入札参加申請時留意事項等資料

郡山市財務部契約検査課

制限付一般競争入札の参加申請時における注意事項について

1 令和8年度発注分からの変更点

制限付一般競争入札の対象範囲について、これまで設計金額 1,000 万円以上としておりましたが、令和8年度から対象範囲を 1,500 万円以上といたしました。

また、案件ごとの個別公告にて、入札に参加する者に必要な資格として、「等級別格付」及び「総合点」を記載しておりましたが、令和8年度は原則として、「等級別格付」の記載はしないことといたしました。

個別公告にて、入札に参加する者に必要な資格をよくご確認ください。うえで参加してください。

2 前年度までの主な変更点

(1) 技術者の配置について

契約金額が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）となる場合には、主任技術者等を専任で配置することとされていますが、建設業法の改正に伴い、法第 26 条第 3 項ただし書きに規定する要件を満たす場合には、兼任が可能となりました。

また、建設業法上の営業所技術者又は特定営業所技術者である者については、「営業所に常勤し、専らその職務に従事すること」とされていますが、建設業法の改正に伴い、法第 26 条の 5 に規定する要件を満たす場合には、専任配置を要する主任技術者等への配置が可能となりました。

詳細は、**別添 1**「工事現場における技術者の専任配置の特例について」を参照してください。

(2) 工事費内訳書について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、令和7年 12 月から提出する工事費内訳書に、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載することが必要となりました。

なお、記載もれがあった場合には無効となりますので、記載もれのないようご注意ください。

3 入札参加の方法

入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加できます。配置予定技術者は、落札予定者になった方が入札参加資格確認申請書を提出する際に、配置予定技術者調書により提出してください。関係法令を遵守し、技術者を配置できることを十分に確認した上で入札を行ってください。

4 入札期限

入札期間の最終日の午後 3 時までに入札書を送信してください。

設計図書等に対する質問及び回答内容、市からのアナウンス内容については、電子入札システムで確認できますので、必ず内容を確認の上、入札に参加してください。

確認方法については、郡山市ウェブサイトを参照してください。

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>電子入札システム

5 技術者について

公告で定める配置予定技術者については、契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、原則として専任で配置する必要があります。

同日、郡山市において行われる制限付一般競争入札において異業種の入札に参加する際に、配置できる技術者が同一の方1名のみの場合は、先に開札した案件の落札者又は落札予定者となった場合、その後の入札において技術者が配置できなくなるおそれがありますので、必要に応じて開札日の前日までに辞退届（任意様式）を契約検査課に提出してください。

また、配置予定技術者は、正当な理由なしには、入札参加資格確認申請書提出から完了検査合格の日まで変更できません。

6 同日・同業種の制限付一般競争入札における落札者（落札予定者）の入札について

同日、郡山市において行われる制限付一般競争入札（事前審査方式も含む。）の同業種の開札において、先に落札者又は落札予定者となった者の行った入札は、無効となります。

契約金額による制限等のため、同日・同業種の制限付一般競争入札は、原則設計金額の大きい順に実施します。

詳細は、[別添2](#)「制限付一般競争入札に係る入札の制限等について」を参照してください。

7 手持工事件数等の制限について

（1）入札参加資格要件において、「対象」と定めている案件については、郡山市と令和8年度に契約（落札者・落札予定者となったものも含む。）した制限付一般競争入札における手持工事の件数又は請負金額が規定に達した時点で、「参加資格を有しない者」となり入札に参加できませんので、電子入札システム上で入札書を提出した後に手持工事の規定に達した場合は、開札日の前日までに辞退届を契約検査課に提出してください。

（2）入札参加資格要件において、「対象外」と定めている案件については、手持工事の件数又は請負金額が、規定に達していても入札に参加することができます。また、今後の手持制限の実績に含みません。

（3）特定建設工事共同企業体による工事において、「対象」と定めている案件については、件数については1件を加え、請負金額には出資比率により按分した額を加えます。

（4）請負金額については、当初請負金額とし、変更契約による増減額を含めません。

8 工事費内訳書について

提出する工事費内訳書の様式は、工事ごとに、設計図書に添付しますので、そちらを使用してください。

詳細は、[別添3](#)「工事費内訳書の作成に係る留意事項」、「記入例」及び「労務費に関する基準ポータルサイト」（国土交通省）を参照してください。

9 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対し質問がある場合は、提出期限までに設計図書等質問書を電子入札システムにて提出してください。テキストボックスは「別紙のとおり」とし、設計図書等質問書を添付ファイルとして追加してください。

設計図書等質問書は、郡山市ウェブサイトよりダウンロードしてください。

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等
>【入札・見積関係】（契約検査課分）>入札関係様式（建設工事等）ダウンロード

10 現場代理人の兼任について

昨年度に引き続き、令和8年度においても、一定の要件を満たした場合、郡山市上下水道局（工事及び修繕）との兼任が可能です。

詳細は、市ウェブサイトを参照してください。

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【その他】（契約検査課分）>郡山市工事請負契約約款第10条第3項（現場代理人常駐義務緩和条項）に係る運用基準の一部改正について

11 郡山市公契約条例（平成29年4月1日施行）について

郡山市公契約条例第7条及び施行規則第5条の規定により、予定価格が1億円以上の工事の請負契約は労働環境の報告が義務付けられています。対象となる案件については、公告等で確認してください。

対象になった案件について、受注者は契約締結の日から14日以内に工事担当課へ「労働環境報告書（第1号様式）（その1）（第6条、第9条関係）」（以下「報告書」という。）を、下請契約を締結した場合は、工事担当課に下請通知書と一緒に報告書を提出してください。

また、郡山市公契約条例第11条では、労働者等自らが公契約に従事する認識を得るため、該当する案件について、下記の事項を周知しなければならないと定めています。労働者は、該当する案件において、事業者が法令違反等の疑いがあるときは、市又は上下水道局に申し出ることができるかとされており。

詳しくは、**別添4**「公契約条例について」、**別添5**「労働者等への周知及び申出について」及び「郡山市ウェブサイト」を御覧ください。

12 その他・注意事項

次に掲げる要件に該当する場合、指名停止措置をとることがありますので、注意してください。

- ・落札予定者が提出期限までに確認申請書等必要書類を提出しない場合

（経営事項審査の有効期限が開札日から契約日までに切れる場合には、更新後の総合評価値通知書（有効期限が連続しているもの）の提出が必要）

- ・申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置できない場合

【問合せ先】財務部契約検査課工事契約係（電話 024-924-2601）

落札予定者になった方に提出していただく書類

開札の結果、落札予定者になった方に対して、入札参加資格の確認をいたします。

落札予定者は、共通公告の第10の2の記載のとおり、落札予定者となった日から2日以内（市の休日は除く。）に電子入札システムにて以下の書類の提出をお願いします。

なお、提出期限までに書類の提出がない場合は、無効となりますのでご注意願います。

1 入札参加資格確認申請書

※記入例を参照のうえ記入すること。

2 配置予定技術者調書

※「工事経験の概要」は、技術者の経験した工事のうち、当該案件と同業種同規模の、元請として受注した工事を二つ記入すること。

同業種同規模の工事の経験がない場合は、同業種異規模、異業種の順で、二つ記入すること。（修繕及び除染等の業務委託は対象外）

3 公告で定める技術者の資格者証等の写し

※実務経験の場合は経歴書を添付。当該案件と同業種の工事経験年数を記載すること。

4 恒常的な雇用関係を確認できる書類の写し

※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書の写し、監理技術者資格者証の写し等。（他の従業員に関する事項は黒塗り等で見えないようにして提出すること。）

5 書類提出日現在における最新の「総合評定値通知書」の写し

6 建設業の許可の写し

7 建設業法による営業所技術者等証明書（旧：専任技術者証明書）

契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合のみ提出してください。

※建設業の許可を受けているすべての業種について提出すること。

※建設業許可の更新以降、営業所技術者等の変更があった場合には、最新の営業所技術者等が確認できる「営業所技術者等証明書（旧：専任技術者証明書）（様式第八号）」（許可機関（国か県）へ提出したもの）の写し

※建設業許可の更新以降、営業所技術者等の変更がない場合には、「建設業許可申請書（様式第一号）」及び「営業所技術者等一覧表（旧：専任技術者一覧表）（別紙四）」の写し

※落札者決定について

書類審査後、入札参加資格があると認めるときは、電子入札システムにおいて落札者決定の通知をいたします。落札者の方は、速やかに監督員・落札通知書を受け取りに契約検査課までお越しください。

電子契約を希望する場合は、電子契約同意書をメール又は持参にて提出してください。メールにて提出された場合は、監督員・落札通知書を返信いたします。

工事現場における技術者の専任配置の特例について

1 監理技術者又は主任技術者の専任配置の特例

公共性のある施設等に関する重要な建設工事（請負金額 4,500 万円以上、建築一式工事においては 9,000万円以上）に設置する監理技術者又は主任技術者は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません（建設業法第26条第3項）。

ただし、下記の場合は兼務が可能です。

(1) 建設業法施行令第27条第2項に相当する工事であること。

以下の全ての要件を満たす必要があります。また、発注者（異なる場合はそれぞれの発注者）が兼務を認めた場合に限ります。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

イ 工事現場の相互間の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

ウ 管理する工事が原則2件程度であること。

エ 監理技術者の配置を要する工事でないこと。

(2) 建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たす工事であること（専任特例1号）。

以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 各建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

イ 建設工事の工事現場間の距離が1日の勤務時間内に巡回可能であり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

ウ 下請次数が3を超えていないこと。

エ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存しなければならない。

キ 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。

(3) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置する工事であること（専任特例2号）。

以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 監理技術者補佐として以下のいずれかに該当する者を専任で配置すること。

(ア) 主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工

管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る)。

(イ) 当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者。

イ 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。

なお、同一の監理技術者又は主任技術者が(2)を活用した工事現場と(3)を活用した工事現場を兼務することはできません。

また、(2)又は(3)に該当する場合でも、個別公告で兼任配置の対象外としている工事については、専任で監理技術者又は主任技術者を配置する必要があります。

2 営業所技術者等の専任工事への配置

営業所技術者等は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められておりますが、下記に該当する場合、専任を要する工事の監理技術者又は主任技術者として配置することが可能です。

(1) 建設業法第26条の5に掲げる要件を満たす工事であること。

以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 営業所技術者等がおかれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 各工事の請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満であること。

ウ 営業所から当該工事現場までの距離が1日の勤務時間内に巡回可能であり、営業所から当該工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

エ 下請次数が3を超えていないこと。

オ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

カ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。

ク 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 工事現場の数は1以下であること。

上記に該当する場合でも、個別公告で配置の対象外としている工事については、営業所技術者等の配置はできません。

※ 詳細や留意事項については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を参照すること。

別添 2

制限付一般競争入札に係る入札の制限等について

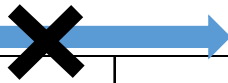
郡山市においては、制限付一般競争入札で同日に行う同業種の入札について、先の案件で落札者又は落札予定者となった場合、原則として次の入札には参加できないこととしております。

また、開札の結果、再度の入札となった案件の後に落札者又は落札予定者となった場合には、再度の入札には参加できない取り扱いといたします。

(例) 株式会社 A が土木一式工事に係る次の電子入札 3 件の入札に参加し、開札順序が 1 番目の〇〇〇工事（その 1）が予定価格超過（又は最低制限価格未滿）で再入札となり、開札順序が 2 番目の〇〇〇工事（その 2）の落札（予定）者となった場合、〇〇〇工事（その 1）の再入札には参加できず、〇〇〇工事（その 3）に対して行った入札は無効となります。

【図】

・電子入札（開札：午前 10 時 00 分～）

	時 間 経 過							
	10:00		10:10		10:20		14:00	14:05
〇〇〇工事（その 1） （土木一式工事）	開札 落札者なし	再入札 通知		再入札 参加不可	再入札受付期間 			開札
〇〇〇工事（その 2） （土木一式工事）			開札 落札（予定者決定）					
〇〇〇工事（その 3） （土木一式工事）					開札 （無効）			

（事務担当：契約検査課 工事契約係 電話 024-924-2601）

工事費内訳書の作成に係る留意事項

1 工事費内訳書の記入

(1) 工事費内訳書の様式は、設計図書に添付されていますので、そちらを使用してください。

基本事項については入力済となっていますので、商号又は名称、代表者職氏名及び積算金額の内訳を記載してください。

また、併せて令和7年12月から材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費について記載することが必要となりました。各項目における計上する費用の詳細については、国土交通省「労務費に関する基準ポータルサイト」を参照してください。

記載もれがある場合には無効となりますので、記載もれのないようご注意ください。

(2) 直接工事費については、必ず工種ごとの金額も記入してください。

(3) 工事費内訳書の工事価格での一括値引きは積算根拠が不明確となるため、行わないでください。

値引きする場合は、必ず工種ごとに値引き後の単価・金額を記載してください。

(4) 記載する金額がマイナスの場合は、金額の先頭に「-」（マイナス記号）を明記してください。

2 入札書の作成にかかる留意事項

入札金額については、工事費内訳書により積算された金額（税抜価格）となります。

積算された金額には端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に1万円未満の端数処理（千円の位までにおける切捨て）を行うことは、認められます（具体的な例は記入例のとおり）。

ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札金額が一致しない場合、また、工事費内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合については、郡山市建設工事等入札参加者心得により無効な入札となりますので、十分に注意してください。

（無効な入札の例）

- ・ 入札書の金額と内訳書の工事価格が一致しない。
- ・ 指定された記入欄に空欄がある。
- ・ 切上げによる端数処理

3 工事費内訳書の提出方法

入札書と併せて送信してください。

なお、一度提出された内訳書は、書換え、差替え又は撤回できません。

（注意）工事費内訳書の提出がない場合は、無効となります。

4 再度の入札における工事費内訳書の取扱い

初度の入札の結果、落札者又は落札予定者が決定せず、再度の入札を実施する場合においては、工事費内訳書の提出は求めません。

工事費内訳書

記入例

商号又は名称 株式会社〇〇建設
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

契約番号 第2026〇〇〇〇〇〇号

工事名 〇〇〇〇〇〇〇工事

施行場所 郡山市〇〇〇 地内

指定された欄に記載もれがある場合、無効となりますので
記載もれのないよう、十分注意してください。

	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
〇〇〇工事	準備工	1	式		350,403	
	土工	1	式		918,550	
	舗装工	1	式		1,297,294	
直接工事費					2,566,247	A
	うち材料費				1,357,000	
	うち労務費				506,000	
共通仮設費					690,520	B
純工事費					3,256,767	(A + B)
現場管理費					1,707,000	C
	うち法定福利費の事業主負担額				220,000	
	うち建退共制度の掛金				12,160	
工事原価					4,963,767	(A + B + C)
	うち安全衛生経費				852,400	
一般管理費					1,253,056	D
工事価格					6,216,823	E = A + B + C + D
工事価格（まるめ）					6,216,000	F 入札金額
消費税					621,600	G = F * 10% 円未満切捨て
合計					6,837,600	H = F + G

直接工事費の内数として、
材料費、労務費をそれぞれ記載
してください。

現場管理費の内数として、現場労働者の法定福利費の事業主負担額
及び建退共制度の掛金について
それぞれ記載してください。

工事原価の内数として、
安全衛生経費を記載してください。

応札する金額になります。

一括値引きは行わないでください。

【端数処理の例】 工事価格の切捨ては、千円の位までとなります。

積算金額 6, 2 1 6, 8 2 3 円（税抜）の場合

- 6, 2 1 6, 8 2 3 円（端数処理なし）
- 6, 2 1 6, 8 2 0 円（円の位の切捨て）
- 6, 2 1 6, 8 0 0 円（十円の位の切捨て）
- 6, 2 1 6, 0 0 0 円（百円の位の切捨て）
- 6, 2 1 0, 0 0 0 円（千円の位の切捨て）
- × 6, 2 0 0, 0 0 0 円（万円の位の切捨て） ⇒ 無効
- × 6, 2 0 0, 0 0 0 円（工事価格の値引き） ⇒ 無効
- × 6, 2 2 0, 0 0 0 円（工事価格の切上げ） ⇒ 無効
- × 6, 2 1 6, 5 0 0 円（端数処理でない工事価格の値引き） ⇒ 無効

公契約条例について

郡山市では労働者の適正な労働環境の確保等を目的として「郡山市公契約条例」を制定しており、対象の契約を締結したときは、「適正な労働環境を確保するための取組に関する必要な報告を行うこと」と規定しています。

対象となる契約については、下記のとおり報告書の提出等をお願いいたします。

受注者（元請事業者）

提出書類	労働環境報告書（第1号様式）、施工体系図 [※] （別紙）
提出期限	契約締結日から14日以内
提出先	契約の履行を監督する担当課

※下請契約に係る労働環境報告書の提出の際に、作成・提出する。

下請事業者

提出書類	労働環境報告書（第1号様式）
提出期限	契約締結日から14日以内
提出方法	契約締結後速やかに労働環境報告書を元請事業者へ提出する。元請事業者は下請事業者が提出した労働環境報告書を集約し、契約の履行を監督する担当課へ提出する。

労働環境報告の対象となる契約とは

1. 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が1千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定



← 様式、事務フローはこちらから！

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/27/2910.html>

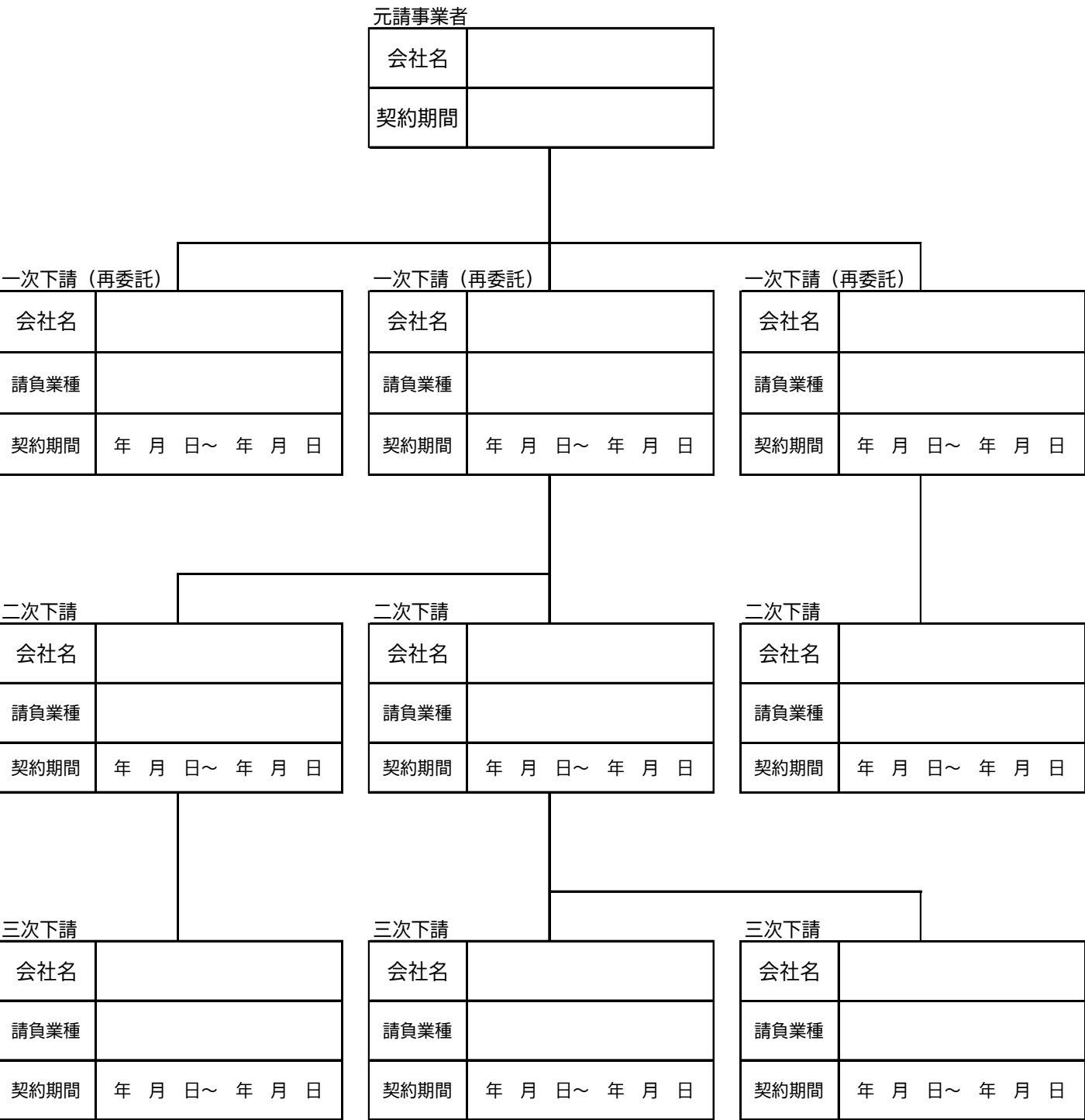
- ・上記報告については、報告の内容に変更があった場合も同様に提出が必要です。
- ・報告内容の確認が必要と認められる場合には、事業者に資料提供の求めや質問をすることがあります。
- ・労働環境確認の結果、法令違反等の疑いがあるときは、事業者に改善を求めます。この場合、改善内容を市へ報告しなければなりません。
- ・労働環境等の報告がないとき又は報告や回答に虚偽があった場合等は、関係機関へ通報、当該契約の解除、指名停止等必要な措置を行います。
- ・その他詳しくはウェブサイトをご確認ください。

担当：郡山市契約検査課 024-924-2601

別 紙

発 注 課 名	
対象契約名	
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

施 工 体 系 図



労働者等への周知及び申出について

公契約条例では、労働者等自らが公契約に従事する認識を得るため、該当する案件について、下記の事項を周知しなければならないと定めています。

また、労働者は、該当する案件において、事業者に法令違反等の疑いがあるときは、市又は上下水道局に申し出ることができるとされております。

公契約条例について、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

労働者等への周知について

周知すべき事項	・ 公契約条例が適用される公契約の名称 ・ 事業者等の責務及び規則で定める関係法令 ・ 労働者等が申出をする場合の連絡先
周知方法の例	・ 作業所等に掲示 ・ 雇用契約書等への記載 ・ 事業者のシステムの利用や労働者へのメールでの周知 等

労働者等の申出について

労働者等から、労働環境等について法令違反の疑いがあるとの申出があった場合、事業者へ労働環境の報告等を求めることがあります。

報告をしない等内容確認に御協力いただけない場合や法令違反があった場合等においては、関係機関へ通報することがあります。

また、労働者等が条例に基づく申出をしたことを理由として、当該労働者等に対して不利益な取扱いをすることは禁止されています。

労働者等の申出の対象となる契約とは

1. 予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が100万円を超える次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定



← 周知例、様式はこちらから！

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/27/2910.html>

公契約条例について、詳しくはウェブサイトをご確認ください。

担当：郡山市契約検査課 024-924-2601